

小型電子機器等再資源化事業(引渡し単価契約)仕様書

明石市環境産業局環境室 資源循環課

1 事業名

小型電子機器等再資源化事業(引渡し単価契約)

2 目的

明石市民より排出されたリサイクル資源(使用済小型電子機器等)(以下、「小型家電」という。)を売却し、適正に再資源化することを目的とする。

3 契約種別

引渡し単価契約(小型家電の 10 kg あたりの単価)

4 事業期間

2025 年(令和 7 年)4 月 1 日から 2026 年(令和 8 年)3 月 31 日まで。

5 小型家電の種類及び搬出予定量・頻度

別表のとおりとする。

6 集積場所

〒674-0053 兵庫県明石市大久保町松陰 1131 番地 明石市環境産業局環境室 資源循環課

明石クリーンセンター内(作業ヤード他)

7 引渡しに係る費用分担

(1) 引渡し者 ①小型家電の回収に係る設備

②小型家電の回収

③小型家電の回収に係る収集運搬

④小型家電集積場所の確保と運営費用

⑤収集運搬後の小型家電をコンテナ或いはセキュリティーカーゴ等へ集積

⑥内、携帯電話(携帯電話は 3 分割での集積と引渡し、フューチャーホン、スマートホン及びタブレットに分割する)、パソコン(パソコンは 2 分割での集積と引渡し、デスクトップパソコン・ノートパソコンに分割する)、デジタルカメラ及びコード類の分別、並びにプリンター内インクカートリッジの除去を行い、別途集積する。

⑦携帯電話用引渡し箱の用意

(2) 引取り者 ①小型家電集積用コンテナ(容量 4~5 m³程度を 2 缶と入替え用コンテナ 2 缶の合計 4 缶を提供)或いはセキュリティーカーゴ(容量 1~2 m³程度を必要数提供)の設置。また、デジタルカメラ、コード類及びパソコンの集積用コンテナ或いはフレコンパック等の必要数提供。

②小型家電引渡し時の車両については、最大 10 t 車とする。 上記コンテナがフックロールコンテナの場合は、積み降ろしが可能な対象車両とし、車両対応のコンテナ容量とする。コンテナがフックロール以外については、そのコンテナを積み降ろし可能なクレーン付き車両等とする。また、セキュリティーカーゴを使用

する場合はクレーン付き車両とし、キャスターが付いているセキュリティーカーゴを使用する場合は、リフト付き車両とする。

③小型家電引渡し時の運搬費用と計量に用いる計量機

8 回収及び集積形態

- (1) 回収形態 明石市民から排出された小型家電については、引渡し者が回収する。
- (2) 集積形態 集積用コンテナ(容量 4~5 m³程度)×2 缶と、デジタルカメラ、コード類及びパソコン集積用コンテナ或いはセキュリティーカーゴ必要数は引取り者が用意し、明石クリーンセンター作業ヤードに設置。

9 搬出形態

引渡し者は、コンテナが満積状態になる時期を見越して引取り者に連絡を入れる。搬出日を双方確認の上、引取り者所有の搬出車両(最大 10 t 車)にて引取り者が搬出する。この時点で引取り者が空のコンテナ或いはセキュリティーカーゴと入れ替える。小型家電を引取り者が搬出車両に積載終了した時点をもって、管理責任は引取り者に移行する。

10 計量

引取り者は引渡し者より小型家電の搬出後、引取り者自社の所有するトラックスケールで計量を行う。この時、必ず風袋重量を記録しておくこと。

11 最終報告書

引渡しを行った小型家電の重量を月単位で集計を行い、契約期間内での最終引渡し量をもって合計し、引渡し者に最終報告書を提出するものとする。

12 引渡し量の決定と代金の支払い

小型家電の引渡し量については、契約年度内の引渡し合計重量の 10 kg 未満の数値を切り捨てとして決定する。引渡し代金については、小数点以下切り捨てとして、上記報告書の確認のち、市の発行する納付書により支払うこと。また、納付期限についてはこれを厳守すること。

13 引渡し後の取り扱い

引渡し者より引取り者へ引き渡された小型家電については、全量、再資源化事業計画に基づき適切に再資源化を行うこと。うち、パソコン・フューチャーホン・スマートホン・タブレット等は、リユース品として再使用するのではなく、全て原料に戻して再生利用するリサイクルを行うこと。また、再資源化処理過程で発生した廃棄物についても、関係法令等を遵守し、引取り者の責任において適正に処理すること。

14 個人情報の取り扱い

引取り者は個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するにあたって、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報の取り扱いを適切に行うこと。

15 その他注意事項

- (1) 明石クリーンセンター内は、ごみ収集車或いは市民の自己搬入一般車両等が常時通行しているため、小型家電の積み込み及び搬出作業の実施にあたっては事故・災害等の防止に細心の注意を払うこと。(明石クリーンセンター場内は一方通行です。)
- (2) 小型家電の積み込み及び搬出作業時には、明石クリーンセンター内の施設を損傷しないように注意を払うこと。なお、万一当該施設を損傷した場合は、引取り者の費用と責任において速や

かに応急措置並びに原状復旧を行うこと。

16 協議

本仕様書に定めのない事項及び細目については、引渡し者・引取り者の双方協議の上で定めるものとする。

小型家電の種類及び搬出予定量・頻度

(別表)

1 小型家電の種類(明石市が回収する品目) 特対品●：特定対象品目

No.	特対品	小 型 家 電 品 名	No.	特対品	小 型 家 電 品 名
1	●	パソコン(デスクトップ型)	27	●	ラジオ
2	●	パソコン(ノートブック型)	28	●	電動歯ブラシ
3	●	モニター(パソコン用)	29	●	電話機
4	●	PC 附属品(キーボード・ユニット・マウス等)	30	●	ハイテク系トレンドトイ
5	●	プリンター	31	●	電子体温計
6	●	携帯電話(フューチャー・スマホ・タブレット)	32	●	電子血圧計
7	●	デジタルカメラ	33	●	電卓
8	●	ゲーム機(据置型)	34	●	カーDVD
9	●	ゲーム機(携帯型)	35	●	カーMD
10	●	ビデオカメラ	36	●	カーCDプレーヤー
11	●	デジタルオーディオプレーヤー(フラッシュメモリ・HDD)	37	●	カーチューナー
12	●	PHS	38	●	カーTV
13	●	テープレコーダー(デッキ除く)	39	●	カーナビゲーション
14	●	電子辞書	40	●	カーラジオ
15	●	HDD	41	●	カーステレオ
16	●	CDプレーヤー	42	●	ヘッドホン及びイヤホン
17	●	MDプレーヤー	43	●	ヘアドライヤー
18	●	ICレコーダー	44	●	DVD／ビデオ
19	●	ETC車載ユニット	45	●	ファクシミリ
20	●	VICSユニット	46	●	時計
21	●	カメラ	47	●	ビデオテープレコーダー
22	●	ミニ電子ゲーム(ハンドヘルドゲーム)	48		ACアダプタ・プラグ、ジャック類
23	●	補聴器			
24	●	リモコン			
25	●	コントローラー(ゲーム用)			
26	●	BDレコーダー／プレーヤー			

2 小型家電引渡し予定量 40,000kg／12ヶ月【PCを含む推定量】

上記の重量は、前年度回収での実績から算出したものであるが、本年度の実績値として保証するものではない。

3 小型家電引渡し頻度 1回／2ヶ月【推定】

4 上記明石市回収品目の内、携帯電話、パソコン、デジタルカメラ及びコード類を、引渡し者が他の小型家電と分けて集積を行う。